

# 東紀州環境施設組合行政不服審査会条例

令和3年4月1日  
条例第11号

## (設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、東紀州環境施設組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

## (委員)

第3条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (専門委員)

第5条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、管理者が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員又は専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、当初の委員の任期は令和4年3月31日までとする。